奈良県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（ため池整備事業・新泉南池地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　縦覧期間

平成二十一年五月七日から同月二十六日まで

二　縦覧場所

天理市役所